

○大子町サテライトオフィス等進出支援事業補助金交付要綱

令和 2 年 5 月 1 日

告示第 1 2 — 3 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に新たな仕事を創出し、地域経済の活性化及び地域雇用の促進を図るため、町内の空き家又は空き店舗等を整備し、新たにサテライトオフィス等を開設・運営する者に対しこれに要する経費について、予算の範囲内においてサテライトオフィス等進出支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成 2 2 年大子町規則第 1 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス等 通信回線の活用により本社と同等の業務が実施可能な当該本社の遠隔地に設置される事業所又は別表に定めるクリエイティブ事業を営む法人又は個人事業者が新たに設置する事業所をいう。
- (2) 空き家 大子町空き家等情報バンク設置要綱（平成 1 9 年大子町告示第 8 4 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する空き家等情報バンクに登録されている空き家をいう。
- (3) 空き店舗等 建築物又はこれに付随する工作物で、過去に店舗又は事務所の形態をとっており、全部又は一部の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (4) 企業等 民間の企業（個人事業主を含む。）若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助対象事業を行う企業等であって、町内にサテライトオフィス等を開設後、3 年以上継続して事業活動を行う意思のあるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししない。

- (1) 大子町暴力団排除条例（平成24年大子町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同項第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (2) 空き家等を売買し、又は賃貸借契約する者同士が2親等以内の親族である者
- (3) 町から同一事業に対する補助金以外の助成を受けている者又は過去にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助対象者として適当でないと認める者
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、企業等が空き家又は空き店舗等に入居し、新たにサテライトオフィス等を開設・運営する事業とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家又は空き店舗等の取得費又は改修費
- (2) 空き家又は空き店舗等の賃借料
- (3) 情報通信機器又は事務用品等の購入費
- (4) 通信回線の使用料
- (5) 事務機器等のリース料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める経費

2 複数のサテライトオフィス等を設置する場合は、いずれか1つを対象とするものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、150万円を限度とする。この場合において、算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において1回限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第2号、第4号又は第5号に掲げる経費については、3年度を限度とし、補助金の交付を受けることができるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、サテライトオフィス等進出支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 空き家又は空き店舗等の売買契約書又は賃貸借契約書（案）の写し（第5条第1項第1号及び第2号の申請に限る。）
- (3) 情報通信機器又は事務用品等の見積書の写し（同項第3号の申請に限る。）
- (4) 通信回線使用に係る申込書の写し（使用料金が記載されているもの。同項第4号の申請に限る。）
- (5) 事務機器等のリース契約申込書の写し（使用料金が記載されているもの。同項第5号の申請に限る。）
- (6) 会社概要の分かる書類（申請者が法人の場合に限る。）
- (7) 会社定款及び登記簿謄本（申請者が法人の場合に限る。）
- (8) 直近の事業年度の財務諸表（申請者が法人の場合に限る。）
- (9) これまでの事業実績が分かるもの（申請者が個人事業主の場合に限る。）
- (10) 直近の所得証明書又は今後の所得の見込みを証明する書類（申請者が個人事業主の場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときには、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、サテライトオフィス等進出支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その年度の補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、サテライトオフィス等進出支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 空き家又は空き店舗等の売買契約書及び取得費又は改修費の領収書の写し（第5条第1項第1号の申請に限る。）

- (2) 空き家又は空き店舗等の賃貸借契約書及び賃借料の領収書の写し（同項第2号の申請に限る。）
- (3) 情報通信機器又は事務用品等の領収書の写し（購入店の印があるものに限る。同項第3号の申請に限る。）
- (4) 通信回線使用に係る領収書の写し（同項第4号の申請に限る。）
- (5) 事務機器等のリース契約書及び領収書の写し（同項第5号の申請に限る。）
- (6) 現金出納帳の写し等支出明細が分かる書類
- (7) 補助対象事業の実施に係る写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の返還）

第10条 町長は、補助決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助対象事業の実施について、不正の行為が認められたとき。
- (3) サテライトオフィス等を開設後、3年以上継続して事業活動を行わなかったとき。
（添付書類）

第11条 次の各号に掲げる規則で定める申請書を町長に提出するときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等変更承認申請書 変更後の事業計画書
- (2) 補助事業等中止・廃止承認申請書 中止・廃止の理由を明らかにできる証拠書類
（翌年度以降の交付申請等）

第12条 補助決定者は、補助対象期間内において、翌年度以降引き続き補助金の交付を受けようとするときは、毎年4月末日までに、サテライトオフィス等進出支援事業補助金交付申請書に第7条各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、既に提出している書類と同一のものについては、その書類の提出を省略できる。

- 2 前項の補助金の交付手続については、第8条から前条までの規定を準用する。
（運用状況の報告）

第13条 補助決定者は、次の各号に掲げる日における当該補助金に係るサテライトオフィス等の運用状況を当該各号に掲げる日から30日以内に、サテライトオフィス等運用状況報告書（様式第5号）により町長に報告しなければならない。

- (1) 当該補助金に係るサテライトオフィス等を開設した日（以下「開設日」という。）から1年を経過する日
- (2) 開設日から2年を経過する日
- (3) 開設日から3年を経過する日

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 直近の決算書の写し
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （令6告示29・追加）

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（令6告示29・旧第13条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（大子町クリエイティブ企業等進出支援事業補助金交付要綱の廃止）

2 大子町クリエイティブ企業等進出支援事業補助金交付要綱（令和元年大子町告示第告示第64—2号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の際、現に前項の規定による廃止前の大子町クリエイティブ企業等進出支援事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により補助金の交付を受けている者については、旧要綱第8条の規定は、この告示施行後でも、なおその効力を有する。

附 則（令和6年告示第29号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の大子町サテライトオフィス等進出支援事業補助金交付要綱第13条の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開設日が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に属する場合 開設日から3年を経過する日における運用状況の報告から適用する。
- (2) 開設日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に属する場合 開設日から2年を経過する日における運用状況の報告から適用する。
- (3) 開設日が令和4年4月1日以降に属する場合 開設日から1年を経過する日における運用状況の報告